

※本基本構想（案）は、平成25年7月22日現在のものです。今後の議事内容により変更されます。

山北町第5次総合計画 基本構想（案）

平成25年 7 月

山北町

目 次

第1編 総論.....	1
第1章 総合計画の策定にあたって.....	2
1 計画の名称.....	2
2 計画策定の意義.....	2
3 計画の位置付け.....	3
4 計画の構成.....	3
第2章 町を取り巻く状況.....	5
1 人口減少と少子高齢化社会への対応.....	5
2 地方分権社会への対応.....	5
3 地震等の災害への対応.....	5
4 急速な情報化社会への対応.....	5
5 協働のまちづくりの推進.....	6
第3章 町の特色.....	7
1 町のあゆみ.....	7
2 町の特色.....	8
3 町民アンケート結果（平成24年9月実施。有効回答数 1,550票。）.....	9
第4章 まちづくりの課題.....	14
1 現実的な人口フレームの設定とまちづくり.....	14
2 定住対策と地域活性化.....	14
3 森林と清流を生かした水源地域にふさわしい環境整備.....	14
4 防災・減災と安全安心施策の推進.....	14
5 健康づくりと福祉の充実.....	14
6 学習環境の整備とまちづくりの担い手の育成.....	15
7 産業の振興.....	15
8 交通利便性の向上.....	15
9 自然環境・歴史文化を生かした交流人口の増加.....	15
10 町民参加のまちづくりの推進.....	15

第2編 基本構想.....	17
---------------	----

第1章 基本理念 ～まちづくりのキーワード～.....	18
1 自立.....	18
2 協働.....	18
3 活力.....	18

第2章 将来像.....	19
--------------	----

第3章 将来フレームと土地利用.....	20
1 将来フレーム.....	20
2 土地利用構想.....	21

第4章 重点プロジェクト.....	23
1 地域の活力を取り戻すプロジェクト.....	23
2 人口減少を抑制するプロジェクト.....	23

第5章 施策の大綱.....	24
1 自立したまちづくり（自立・協働）.....	24
2 学びと歴史文化を生かしたまちづくり（教育文化）.....	25
3 健康と福祉のまちづくり（保健福祉）.....	26
4 安全安心で住みよいまちづくり（防災・生活環境）.....	27
5 地域の魅力を高める活力あるまちづくり（産業振興）.....	28

第 1 編

総 論

第1編 総論

第1章 総合計画の策定にあたって

1 計画の名称

本計画は、山北町の定める計画の中で最上位に位置づけられる計画で、町の将来ビジョンを明らかにした行政運営の指針となるものです。

本計画の名称は、「山北町第5次総合計画」とします。

2 計画策定の意義

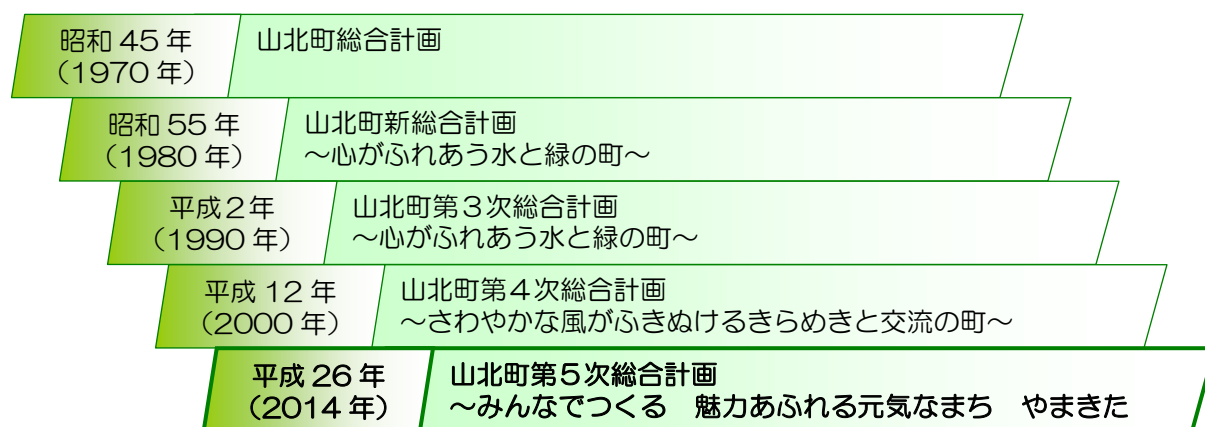
山北町第4次総合計画後期基本計画は、平成26年度を目標年度としたものでしたが、山北町を取り巻く社会情勢は、想定を超える人口減少、少子高齢化の急速な進行、地方分権の進展、東日本大震災や全国各地で発生しているゲリラ豪雨等の異常気象による防災意識の高まり、農地の荒廃、地球規模での環境問題、急速な情報化の進展等、第4次総合計画策定当時をはるかに上回る速さで変化しています。

また、地方分権改革が進む中、国の関与の見直しにより市町村が基本構想を策定するよう義務を課していた地方自治法の規定が削除され、国の求めによって基本構想を策定するのではなく、自治体が自主的に決めて行動することが求められています。

こうした中、本格的な地方分権社会の到来を迎え、社会情勢の変化の速度がこれまで以上に速くなることが予想されます。また、これまでのまちづくりは行政が主体となって進めてきましたが、行政や議会だけでなく、町民も公共主体であるという新しい公共論を踏まえ、町民との協働によるまちづくりを更に進めていく必要があります。そのため、山北町では平成25年4月より施行された山北町自治基本条例において、まちづくりを中長期的な視点で捉え、総合的かつ計画的な行政運営を図るため、総合計画を策定しなければならない旨を規定しました。

この様な状況のもと、第4次総合計画後期基本計画については、その成果等の検証を行い、課題を整理し、町民ニーズも踏まえた中で、計画期間を1年前倒しし、新たに平成26年度を開始年度として平成35年度を目標年度とする10か年の第5次総合計画を策定するものです。

＜山北町総合計画策定の経緯＞

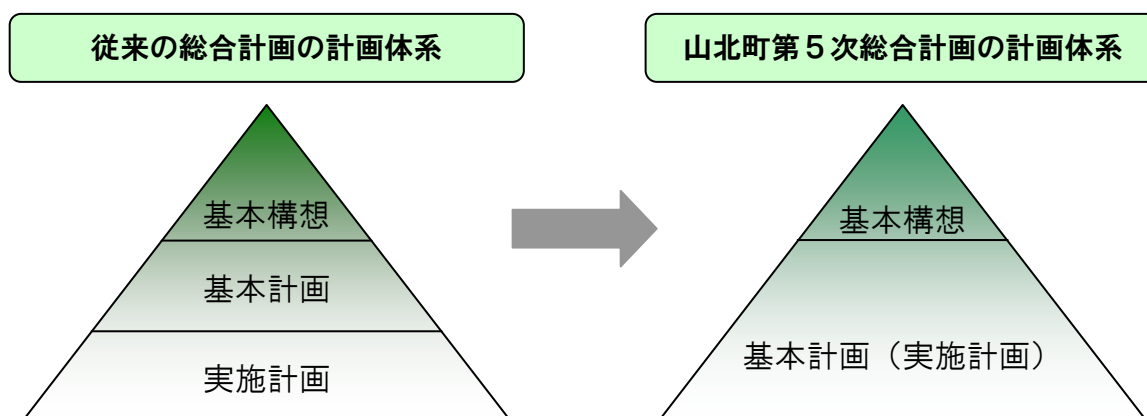


3 計画の位置付け

本計画は、山北町自治基本条例の目的でもある『町民一人ひとりが互いに協力して日々の暮らしの中で山北町に住む喜びと誇りを実感できる協働のまちづくり』を町民と協働で進めるための基本的な考え方を明らかにするものであり、行政運営の指針とすべきものです。

4 計画の構成

本計画は、従来の「基本構想」「基本計画」及び「実施計画」の三層構造から、社会情勢の急速な変化に対応するため、「基本構想」及び「基本計画」の二層構造とします。



（１）基本構想（10年間）

基本構想は、山北町が目指す10年後の将来像を定め、総合的かつ計画的なまちづくりの基本方針を示すものです。平成26年度（2014年度）を初年度として、10年後の平成35年度（2023年度）を目標年次とするもので、将来像を実現させるために必要な施策と中長期的な目標を明らかにするものです。

(2) 基本計画（前期5年間、後期5年間）

基本計画は、基本構想で定めた山北町の将来像や施策を実現させるために必要な取り組みを示すもので、前期5か年（平成26年度～平成30年度）、後期5か年（平成31年度～平成35年度）とします。

また、前期計画の最終年度にあたる平成30年度（2018年度）に、検証・見直しを実施し、後期計画の策定を行います。

【総合計画の構成と期間】

2014 年度	2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	平成 31年	平成 32年	平成 33年	平成 34年	平成 35年
基 本 構 想									
前期基本計画									
					後期基本計画				

第2章 町を取り巻く状況

1 人口減少と少子高齢化社会への対応

我が国では、総人口の減少が始まっています。山北町においても、人口減少の流れは止まらず、直近5か年（19～23年）の人口を基にコーホート変化率法で推計すると、計画目標年度の平成35年度には、平成24年度に比べて2,000人以上の減少が想定されます。

このため、山北町においても、少子化や人口減少に歯止めをかけると同時に、町民が安心して子どもを産み育てやすい環境整備が求められています。

さらに、高齢単身世帯の増加、地域の活力の低下等、私たちがこれまでに経験したことのない様々な課題が出てきており、これらへの対応も強く求められています。

2 地方分権社会への対応

地方分権改革は、国と地方自治体の分担すべき役割を明確にし、地方自治体の自主性及び自立性を高めるものです。

今後、地方分権が一層進展することで、山北町においても、ますます自分たちの地域のことは自分たちで考え、独自のまちづくりを進め、地域力を高め自治体間競争に勝ち抜くことが必要になってきています。

3 地震等の災害への対応

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、想定をはるかに上回る地震や津波が発生し、原子力発電所の事故による放射性物質の飛散は山北町の特産品である足柄茶にも影響を与え、広範囲の地域に大きな被害をもたらしました。また、我が国におけるエネルギー政策のあり方が問われる等社会経済活動に大きな損害を発生させています。さらに、全国的にゲリラ豪雨や竜巻等の異常気象が発生し、ここ数年、山北町でも大雨による大規模な土砂災害等が数多く発生しています。

これらの、震災やゲリラ豪雨の経験を踏まえ、山北町においても町民が安全で安心して暮らせるよう、災害に強いまちづくりを推進する必要があります。

4 急速な情報化社会への対応

近年、新しい情報通信基盤や機器が次々と登場し、扱える情報量や情報通信スピードなど、日進月歩の勢いで変化しています。

情報量が増えることで、自分に必要な情報を選択したり、情報を的確に判断したりする能力が必要になることから、情報リテラシー教育を推進する必要があります。

また、東日本大震災の直後でも、SNS（ツイッター等のソーシャル・ネットワーキング・サービス）を活用した防災情報、避難情報の提供がなされる等、これまでにない方法での情報の行き来が盛んに行われました。このため、山北町においても急速な情報化に対

応した、新たな情報提供体制を構築していく必要があります。

5 協働のまちづくりの推進

生活様式や価値観の多様化、複雑化によって、地域社会を支えてきたこれまでの家族や地域のつながりが弱まってきています。核家族化によって、世代間の絆が薄れ、地域においては近所づきあいが疎遠になり、自治会活動に代表される地域の活動への参加者が固定化してきています。

山北町は、都市部に比べれば、まだまだ町民どうしの結びつきが強いと言えますが、近年、自治会未加入者が増加するなど、徐々に隣近所のつながりが薄まりつつあります。このため山北町自治基本条例の理念を基本として、誰もが安心して暮らすことのできるまちづくりを推進する必要があります。

第3章 町の特徴

1 町のあゆみ

(1) 立地

山北町は東西23.0km、南北20.5kmで、224.70Km²と広大な面積を有しています。町域の約90%は、丹沢大山国定公園や県立自然公園などを含む丹沢山塊の森林原野で占められる山岳地帯で、平坦地は町南部を横断する酒匂川流域に僅かに開けています。

標高1,000mの急峻な山々が連なる山岳地帯、町の中央には神奈川県民の水がめである三保ダム・丹沢湖があり、さらに湖を取り囲むように標高500～1,000mの山々が広がり、湖へ注ぐ玄倉川、中川、世附川などが四季折々の美しい渓谷を形成しています。これらの河川の源流は全て町域内の丹沢山塊の奥深くから流れ出ています。また、世界文化遺産に登録された富士山の絶景も、町内の各所で望むことができます。

市街地の平均気温は16℃前後ですが、三保地区の山間部では12～13℃と3～4℃の開きがあります。年間雨量は、市街地では2,700～2,800mm、丹沢湖周辺（三保地区）では2,900～3,300mmと日本の平均を上回っており、全般に温暖で雨量が多い町となっています。

(2) 歴史

山北町には、縄文時代の尾崎遺跡、弥生時代の堂山遺跡、古墳時代の南原古墳群などが残されており、太古から人々が暮らしていたことがわかります。文献に姿を現すのは平安末期に河村氏の所領となった頃からで、この河村氏の居城であった河村城跡は現在でも堀跡などが残り、最近では歴史公園として整備が進められ、いにしえのまちが現在にも息づいています。

戦国時代に入ってから、小田原北条氏の属領となり、江戸時代になると徳川氏譜代の小田原城主大久保七郎衛門忠世に領せられ、その後いくどか所領替えが繰り返されましたが、延享4年（1747年）大久保忠興に復し、以後明治維新まで大久保氏による領有支配が続きました。

明治以降は、「小田原県」「足柄県」を経て、明治9年（1876年）には「神奈川県」に編入されました。明治22年（1889年）の町村制施行時には、10の村に分かれていました。同年、東海道線が開通し、箱根越えの要衝である山北駅ができると最盛期には鉄道員の人数が700人を超え、駅員とその家族らがなんらかの形で鉄道に関わった人数が、当時の川村村民の7割を占めたこともあり“鉄道の町”として大変栄えましたが、昭和に入り東海道線から支線の御殿場線となり、山北機関区も廃止となり、かつての賑わいは衰えていきました。

昭和8年（1933年）の町制施行により山北町となり、昭和30年（1955年）に共和、清水、三保の3村と合併、さらに北足柄村平山を編入し、松田町寄の高松地区が境界の変更に伴って加わることになり、今の山北町の姿となりました。現在は合併後60年近くが経過し、豊かな自然に恵まれた観光・レクリエーションの拠点として多くの観光客が訪れる町となっています。

2 町の特色

(1) 豊かな森林に恵まれた水源の町

町域面積の約90%は、丹沢大山国定公園や県立自然公園を含む森林地域で、三保ダム・丹沢湖の景勝地や中川温泉などの豊かな自然環境に恵まれています。こうした自然は、人々に心のやすらぎを与えるとともに、首都圏の観光・レクリエーション地として、また神奈川県民の水がめとしての役割も果たしています。

自然やゆとりへの志向が高まり、美しい自然景観や環境の価値が再認識されつつある時代にあって、景観や環境を大切にしたい山北町の魅力が一層増しつつあります。町内には「名水」「森林浴の森」「日本の滝」「名木」の全国百選が4つ認定されています。

(2) 地域と共に支える福祉の町

住民活動は、これまでのまちづくりのなかで大きな柱となっており、こうした住民活動を支えに近隣関係やコミュニティ活動を大切にする気風を創りあげ、自治会組織を中心に身近な地域で支え合う活動が行われ、高齢者や障害者の社会参加や子どもたちの安全を見守る地域社会が形成されています。

(3) 豊かな歴史が育む文化の町

山北町の歴史は古く、縄文時代中期の尾崎遺跡や平安時代末期から戦国時代にかけての河村城跡、江戸時代の関所跡、用水堀など、先人達の足跡や伝統文化は、今も私達の生活の中に受け継がれています。

山岳宗教である山伏修験道の儀式を芸能化したものであるといわれる国指定重要無形民俗文化財の「山北のお峯入り」や県指定無形民俗文化財の「世附の百万遍念仏」「室生神社の流鏑馬」等、貴重な民俗芸能は、保存会が中心となって、今に伝えられています。

(4) 首都圏と三県をつなぐ交流と連携の町

山北町は、東京から80km圏に位置し、わが国有数の観光地である富士箱根伊豆国立公園に隣接するとともに、県内で唯一、静岡県、山梨県と県境を接しており、県域を越えた生活圏の広がりをみせています。

かながわグランドデザインでは、富士箱根伊豆地域の一体的な振興を図る観点から、国内外からの観光客の誘致や、環境対策、交通体系整備などについて、山梨県、静岡県と連携した取り組みを進めています。

山北町は、多様で豊かな自然を有する隣接地域と連携し、相乗的な効果を発揮していくことのできる位置にあります。

(5) 豊かな自然を生かした観光の町

山北町には自然のふれあいやハイキング、温泉などを求めて、年間約107万人（平成23年度）の観光・レクリエーション客が訪れています。

全国規模の丹沢湖マラソン大会や特色のあるカヌーマラソンなどのイベントも開催されています。また、河村城址歴史公園や中川温泉ぶなの湯、品川区との交流施設ひだまりの里、中川水源交流の里施設、河内川ふれあいビレッジなどが整備され、地域の特性を生かした文化、各種交流施設の充実、農地の有効活用による体験型の観光農園等により都市住民との交流を図り、交流人口が増加しています。

3 町民アンケート結果（平成24年9月実施。有効回答数 1,550票。）

（１） 生活の利便性の充実を

- 山北町が住みよいところだと思うかは、「住みよい」が3割台半ば、「住みにくい」が約4割と拮抗しています。「住みよい」理由は、『生活環境がよいから』『自然が豊かだから』を挙げる人が多く、他方、「住みにくい」と回答した人は、『交通、買い物が不便だから』を理由に挙げています。
- 山北町に住み続けたいと思うかは、「ずっと住み続けたい」が半数を超えています。一方、「町外へ移りたい」は2割を占めています。町外へ移りたいと回答した人の希望する移住先は隣町の「開成町」が最も多く、約2割となっています。次いで、「小田原市」「県央から湘南地域」などとなっています。町外へ移りたい理由は、『交通、買い物において不便だから』『生活の利便性向上のため』『老後の生活に不安があるから』を挙げています。
- 山北町に住むようになった理由は、「生まれたときから住んでいるから」が最も多く、3割台半ばを占めています。

（２） 山や河川の美しさの保持を（※5点満点）

- 基礎整備では、「山や河川の美しさ」（3.3点）が最も評価が高く、次いで「ゴミの収集処理」（3.1点）「周辺の豊かさ」「公園や緑地」「下水や雨水の排水」（2.8点）などとなっています。
- 安全性・公害等では、「工場の騒音や振動」（2.9点）が最も評価が高く、次いで「防犯・風紀」（2.8点）「交通安全対策」（2.7点）などとなっています。
- 施設では、「役場の利用の便」（2.8点）が最も評価が高く、次いで「高齢者の福祉施設」（2.7点）、「医療・診療所の利用の便」「公共施設の利用の便」（2.6点）などとなっています。
- 暮らしの環境で気になることは、「ポイ捨てや不法投棄」が最も多く、約4割を占めています。
- 環境にやさしいまちづくりの取り組みとして必要だと思うことは、「活動に対する支援・制度」が最も多く、約3割となっています。

（３） 人口を減らさない施策の推進を

- 今後の町の人口対策としては、「できるだけ人口が増えるように対策を強化するべきだ」が最も多く、5割を超えています。「現状の人口を維持するべきだ」と回答した人を合わせると、7割弱を占め、人口を減らさない事が求められています。町の人口を増やす、または減らさないために大事なことは、「交通の利便性の向上」が最も多く、5割台半ばを占めています。また、定住施策として具体的な住宅施策は、「ゆとりある田舎暮らし住宅などの特徴ある住宅地開発」が最も多く、4割を超えています。
- 働く女性を支援するために必要なことは、「保育所、託児所など子どもを預かる施設・サービスを充実する」が最も多く、約6割となっています。

(4) 発展し活力のあるまちづくりを

- 地域開発と保全については、「自然を守り残すことも大切だが、生活の便利さ等、地域全体の活気を高めるために積極的に開発を進めるべき」が最も多く、3割を超えています。
- 土地の利用で特に重要な取り組みは、「市街地内における空き地や空き家などの遊休地を有効に活用する」が最も多く、4割を超えています。
- 活力あふれる地域にするために必要な取り組みは、「駅前周辺の住宅地・商業地の開発を進め、定住者を確保し利便性の高いまちにする」が最も多く、4割を超えています。

(5) 町の豊かさを生む工業の発展を

- 農林業は、「都市近郊である条件を活かして観光・体験、農林業の展開を考えていくべきである」が最も多く、約3割を占めています。
- 工業は、「町を豊かにするためにも、先端産業の誘致など工業の振興を積極的に進めてほしい」が最も多く、6割を超えています。
- 望ましい商店街は、「山北駅周辺に大規模なスーパーがあったほうがよい」が最も多く、約3割を占めています。
- 食料品の買い物先は、「山北町以外の足柄上郡内」が最も多く、約5割を占めています。
- 衣料品の買い物先は、「小田原市」が最も多く、約4割を占めています。
- 日用雑貨の買い物先は、「山北町以外の足柄上郡内」が最も多く、約5割を占めています。
- 観光資源の活用・整備は、「三保ダム・丹沢湖を活用し、その周辺の整備」、「河村城址歴史公園などの名所を活用し、その周辺の整備」などとなっています。

(6) 健康づくりと高齢者福祉体制の充実を

- 今後の高齢化対策は、「介護手当など経済的給付を充実する」、「ホームヘルパーの派遣など住宅福祉サービスを充実する」がともに2割台半ばとなっています。
- もし仮に、自分自身やご家族が高齢で、寝たきりや認知症のある高齢者になったとしたら、家族だけで世話をするのは、《難しい》が7割台半ばを占めています。
- 60歳を過ぎても約7割半が就業意向を持っており、働き方は、「健康やいきがいのため何か仕事をもっていたい」が最も多く2割台半ばを占めています。
- 福祉体制の充実のために優先すべきことは、「健康・医療・福祉の総合的施策の推進」が最も多く、6割台半ばを占めています。
- 健康づくり推進のために力をいれるべきことは、「医療機関の連携体制の強化」が最も多く、約4割を占めています。

(7) 教育においては、友人関係の充実を

- 町の教育に関心があるかは、「ある」が最も多く、約4割を占めています。「おおいにある」と「ある」を合わせた《ある》は半数を超えています。
- 関心がある課題は、「いじめや友人関係」が4割台半ばで最も多く、次いで、「少子化に伴う児童生徒の減少」、「児童生徒の学力向上」などとなっています。また、課題を解決するために必要な対策は、「教育（学校）施設の改修・充実」や、「スクールバス等通学手段への支援」が多くなっています。

(8) 地域住民の減少・高齢化に負けない地域活動を

- ボランティアは、《関心がない》、《興味・関心はあるものの、活動経験なし》がいずれも3割台半ばとなっています。活動している、活動していた、または関心がある人の、今後活動したいと思うボランティアは、「地域社会に対する活動（まちづくり・地域づくり活動）」が最も多く、約3割を占めています。
- 自治会・地域コミュニティ活動で感じていることは、「地域の住民が減少・高齢化し活動が難しくなっている」が4割台半ばとなっています。

(9) 町政に関する情報提供の更なる充実を

- インターネットを、「利用している」が約5割、「利用していない」が4割台半ばと拮抗しています。インターネットを利用していない理由は、「利用する必要がない、利用する気がない」が最も多く、3割台半ばを占めています。一方、インターネットを利用している人が利用している機器は、「パソコンと携帯電話（スマートフォン含む）」が最も多く、5割を超えています。インターネットの利用頻度は、「ほぼ毎日」が最も多く、6割台半ばを占めています。インターネットの利用目的は、「情報収集」が約8割、情報収集・情報発信の方法は、「ホームページ」が最も多く、7割を超えています。
- 山北町のホームページの利用の有無は、「利用したことがない」が約6割、「利用したことがある」が2割台半ばを占めています。ホームページの見やすさには、《使いやすい》が7割を超えており、ホームページで最も見る情報、充実してほしい情報ともに、「町政に関する情報提供」が最も多くなっています。
- 情報化が進む際、行政に対して考慮してほしいと思うことは、「個人に関わる情報は、プライバシーが守られるよう、厳重に注意してほしい」が最も多く、3割台半ばを占めています。

(10) これから進めていこうと計画している事業やその内容の周知を

- 町の情報をどのようにして得ているかは、「広報やまきた」が最も多く、約9割を占め、次いで、「回覧」が約6割を占めています。
- 町民参加の機会を利用してみたいと思うかは、「思わない」が最も多く、約5割となっています。
- 町政について知りたいと思っていることは、「これから進めていこうと計画している事業やその内容」が最も多く、4割となっています。青年層では、「町予算の使い方」が最も多く、3割を超えています。

(11) 生活にさらなる安全安心を

- 町で指定している一時避難場所を知っているかは、「知っている」が6割台半ばを占める一方、「知らない」が2割強となっています。
- 防災に関する情報をどこから得ているかは、「防災無線」、「テレビ（データ放送）・ラジオ」がともに半数を占めています。
- 災害に対する備えをしているかは、「はい」が6割を超える一方、「いいえ」が3割台半ばとなっています。具体的に行っている災害に対する備えは、「飲料水の備蓄」が最も多く、約7割を占めています。次いで「非常食の備蓄」、「携帯用テレビやラジオを用意」、「地域の防災訓練に参加している」、「避難の際に必要なものを荷物にまとめている」などとなっています。一方、災害に対する備えをしていない理由には、「特に理由はない」が5割を超えています。
- 避難が必要な時に自力で「避難できる」は8割を超え、1割が「避難できない」となっています。自力で避難できない人について、避難が必要な場合どのように避難するかには、「同居の家族と一緒に避難する」が最も多く、6割台半ばを占めています。
- 近所に自力で避難できない人はいるかは、「避難できない人がいるのは知らない」が5割を超えています。
- 防災対策として優先順位の高いものは、「水・食料・燃料等の計画的備蓄」、「大規模災害発生時の役場機能の維持」がともに4割台半ばとなっています。

(12) 自治基本条例の周知を（※平成25年4月施行）

- 山北町自治基本条例が制定中であることを知っているかは、「はい」が1割程度、「いいえ」が8割となっています。
- あなたができるもしくは参加したいと考えるまちづくり活動は、「自治会活動」が最も多く、3割を超えています。一方、「参加したいと思わない」と回答した人は2割弱となっています。
- 参加したいと思わない理由は、「関心がない」、「忙しくてそのような時間がもてない」がともに2割台半ばを占めています。
- 山北町のよいところは、「山や湖、河川などの自然や景観に恵まれている」が最も多く、7割台半ばを占めています。
- 山北町のよくないところは、「町に活気がない」、「買い物など日常生活が不便である」が多く、それぞれ5割を超えています。
- 山北町の魅力と活力を高めるために必要だと思う施策は、「御殿場線や富士急湘南バスの運行本数を増やす対策を進める」が最も多く、4割を超えています。

(13) 分野ごとにより充実した取り組みを

- 今後まちづくりを進めていく中で、特に力を入れてほしいと思うことについては、次表のとおりとなっています。都市基盤では「鉄道の増強促進」が、生活基盤では「地震や台風等の防災対策の強化」が、公共施設では「総合体育館の建設」が、いずれも4割台半ばを占め、全体と比べ相対的に割合が高くなっています。

	項 目	第 1 位	第 2 位	第 3 位
1	都市基盤	鉄道の増強を促進する	土地の有効活用を行う	バス路線を拡充する
		45.7%	39.4%	28.4%
2	生活基盤	地震や台風等の 防災対策を強化する	救急医療体制を 強化する	消費生活対策を 強化する
		46.6%	25.0%	17.2%
3	産業	山北駅前を整備し、 商店街の活性化を図る	企業や研究所を誘致し、 雇用の確保を図る	東山北駅前広場を 整備する
		41.9%	35.3%	23.4%
4	社会福祉	高齢者福祉を強化する	医療施設を充実する	児童、母子、 父子福祉を強化する
		38.3%	34.6%	19.4%
5	地域活動	地域活動（コミュニティ 活動）を推進する	ふれあい施設・ 集会施設を整備する	地域活動の 助成制度を充実する
		30.1%	26.0%	24.5%
6	公共施設	総合体育館の建設	観光センターの建設	文化会館の建設
		46.8%	15.7%	9.5%
7	町政に望むこと	町政情報の わかりやすい提供	必要性や効果の 低い事業の見直し	民間活力の 積極的な導入
		32.6%	30.1%	11.7%

第4章 まちづくりの課題

1 現実的な人口フレームの設定とまちづくり

人口が減少傾向の中、従来の人口増加を前提とした考えを転換してまちづくりを進めていく必要があるため、現実的な人口フレームを設定して、山北町の豊かな自然環境、先人から受け継いだ伝統文化や首都圏の圏域である地理的条件等を前面に出した各種施策を展開していく必要があります。

2 定住対策と地域活性化

人口が減少傾向の中、定住人口を増やすための取り組みは重要であり、子育て世代等に配慮した定住対策の一層の推進が求められています。また、まちづくりに多くの町民が参加することで、多様な意見が生まれ、他の人の意見や活動を尊重し、自らの発言や行動に責任を持てる社会環境を整える必要があります。

3 森林と清流を生かした水源地域にふさわしい環境整備

地球環境問題への意識の高まりなどにより、森林資源と水資源の重要性は増す一方です。神奈川県民の水がめである三保ダム・丹沢湖を有する山北町は、森林と清流を生かしながら都市住民との交流を図り、自然と調和のとれた環境整備を一層推進する必要があります。

4 防災・減災と安全安心施策の推進

東日本大震災の発生や近年多発するゲリラ豪雨の対応など、防災・減災を重点とした安全安心施策の推進は喫緊の課題といえます。災害に強い山北町をつくと同時に町民一人ひとりが自らの身体は自ら守るという、自助・共助・公助の精神を促進させる必要があります。

5 健康づくりと福祉の充実

全ての町民が健康でいきいきと暮らすためには、継続した健康づくりへの取り組みが必要です。疾病予防や介護予防等を推進し、いつまでも町民が健康でいられるようライフステージに応じた健康づくりの仕組みが求められています。

また、限られた財源を効率的に運用し、町民の福祉を一層充実させていく必要があります。

6 学習環境の整備とまちづくりの担い手の育成

教育環境の整備と教育内容を充実し、将来を担う幼児、児童、生徒一人ひとりの個性や能力を生かす教育の一層の推進が求められています。また、青年層には、まちづくりのリーダーとしての活躍が望まれるほか、高齢者には、豊かな社会経験で培われてきた技術や知識、経験を活用し、地域のまちづくりの担い手としての活躍が望まれます。そのため、生涯にわたっていきいきと楽しく山北町で暮らすことのできる世代に応じた生涯学習環境の整備を進める必要があります。

7 産業の振興

農林業者が生産から加工、販売まで取り組む6次産業化や、体験型の観光農園等新たな農林業の展開を図る必要があります。また、雇用の確保を図るため環境に配慮した先端産業の企業誘致に取り組んでいく必要もあります。

8 交通利便性の向上

町民アンケートにおいても要望の多い交通利便性の向上は重要課題であり、引き続きバスや鉄道を始めとした町民の生活交通の確保並びに道路網の整備に取り組んでいく必要があります。

9 自然環境・歴史文化を生かした交流人口の増加

豊かな自然環境や先人たちが残した伝統文化など、山北町には他に誇れる資源が数多くあります。加えて、神奈川の屋根「西丹沢」山系の表玄関にあり、神奈川県民の水がめ「三保ダム・丹沢湖」に代表される豊富な自然に恵まれ、年間100万人以上が訪れています。これらの観光資源を生かし、交流人口の増加につなげていく必要があります。

10 町民参加のまちづくりの推進

山北町自治基本条例の精神である「町民一人ひとりが互いに協力して日々の暮らしの中で山北町に住む喜びと誇りを実感できる協働のまちづくり」を目指し、町民参加のまちづくりを推進する必要があります。

第 2 編

基 本 構 想

第2編 基本構想

第1章 基本理念 ～まちづくりのキーワード～

本計画では、「自立」、「協働」、「活力」を基本理念として定め、個性豊かな活力に満ちた元気なまちづくりを推進します。

1 自立

地方分権社会に対応した身の丈に合った行財政運営を行い、全ての人が健康でいきいきとした生活を送ることができる、自立したまちづくりを目指します。

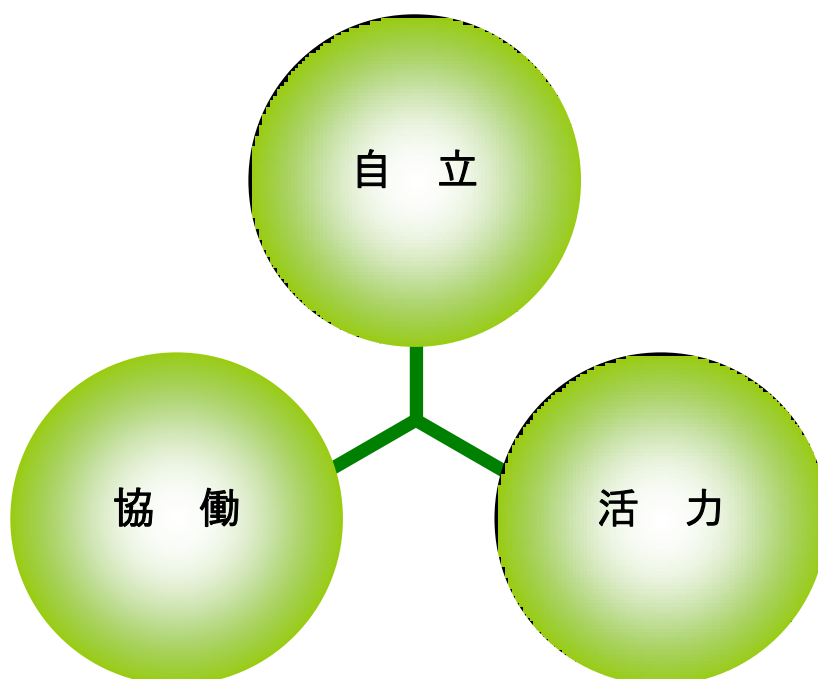
2 協働

町民、行政及び議会が自ら主体となってまちづくりを進めるために、互いに協力し合える、協働のまちづくりを目指します。

3 活力

産業振興や定住対策に取り組み、活力のある元気なまちづくりを推進します。

【まちづくりの3つのキーワード】



第2章 将来像

「自立」、「協働」、「活力」の基本理念のもと、各種施策を推進し、将来の町の姿を次のとおり定めます。

みんなでつくる

魅力あふれる元気なまち やまきた

山北町は、町土の約90%を森林が占め、「森林と清流のまち」として、その美しい自然景観や環境を大切にしながら、先人たちが築き上げてきたまちです。山北町の森林や清流、歴史や文化の持つ魅力を最大限に生かしながら、自然との共生を目指します。

町民は、日々の暮らしの中で山北町に住む喜びと誇りを実感できるよう、創意工夫のもと、自分たちの地域のことを自ら考え、地域の維持・発展のために動き始めています。また、地域の絆が随所に残り、まちに愛着のある町民が多く、協働のまちづくりの土台がしっかりしていることは私たちの誇りです。大型店や企業の進出、新東名高速道路の建設など、ここ数年でまちを取り巻く環境が変化しようとしている中で、元気なまちを目指します。

町内には、雄大な山々、美しい三保ダム・丹沢湖をはじめとした様々な観光資源が点在し、人気の観光地でもあります。整備されたハイキングコースや、信玄の隠し湯中川温泉、山北駅に隣接する入浴施設、日本の滝百選洒水の滝、温暖な気候や人々のあたたかさなど、まちの魅力は至るところにあります。今後も魅力の創造や再発見、資源の有効活用や資源間の連携を進め、魅力あふれるまちを目指します。

このような現状と未来への展望を踏まえ、町民も訪れる人も笑顔にあふれ、健康で生きがいや活力に満ち、元気という言葉が似合うまちを目指します。

そこで、本計画の将来像は「みんなでつくる 魅力あふれる元気なまち やまきた」とします。

第3章 将来フレームと土地利用

1 将来フレーム

本計画の目標年度である平成35年（2023年）における人口指標を次のとおり設定します。

将来人口（平成35年（2023年））11,000人

（１）人口・世帯

平成35年（2023年）における山北町の人口は、近年の少子高齢化の進展を踏まえつつ、良好な生活環境やまちの活力を維持していくため、産業振興施策や子育て支援策、さらに定住対策を推進することにより、11,000人の人口規模を目標として設定します。

	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成35年
総人口	14,340人	13,605人	12,655人	11,764人	11,000人
0～14歳 (年少人口)	2,356人 16.4%	1,875人 13.8%	1,503人 11.9%	1,202人 10.2%	1,045人 9.5%
15歳～64歳 (生産年齢人口)	9,466人 66.0%	8,822人 64.8%	8,023人 63.4%	7,237人 61.5%	5,764人 52.4%
65歳以上 (老年人口)	2,518人 17.6%	2,908人 21.4%	3,129人 24.7%	3,325人 28.3%	4,191人 38.1%
世帯数	4,000世帯	4,014世帯	3,953世帯	3,954世帯	3,729世帯
1世帯当り人数	3.59人	3.39人	3.20人	2.98人	2.95人

（平成7、12、17、22年は国勢調査の数値）

（２）就業者数

平成35年（2023年）における山北町の就業者数は、4,899人と設定します。第1次産業就業者数は239人、第2次産業就業者数は1,358人、第3次産業就業者数は3,302人と設定します。

	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成35年
就業者	7,555人	6,949人	6,459人	5,857人	4,899人
第1次産業	654人	493人	441人	362人	239人
第2次産業	2,765人	2,421人	2,035人	1,762人	1,358人
第3次産業	4,120人	4,002人	3,929人	3,637人	3,302人
分類不能	16人	33人	54人	96人	0人
就業者比率	63.0%	59.3%	57.9%	55.5%	51.2%

（平成7、12、17、22年は国勢調査の数値）

2 土地利用構想

町では、平成25年度、26年度において第3次土地利用計画を策定することから、現時点では、第4次後期基本計画の掲載内容のままとしています。

町土は、現在及び将来の町民のための限られた財産であり、生活及び生産のための共通の基盤です。

公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りながら、地域の自然的・社会的・経済的・文化的な特性に配慮した土地の有効活用を図ります。

(1) 土地利用の基本理念

土地の利用にあたっては、環境負荷の少ない持続的な発展、町民の福祉の向上と町土の均衡ある振興に寄与することを基本理念とした土地利用に関する基本条例に基づき、「人と自然が共に生きるまちづくり」をコンセプトとする（改訂）第2次土地利用計画を推進します。

また、水源地域として自然的、社会的、経済的、文化的特性などの諸条件を踏まえ、「定住対策の推進」と「自然環境の保全・活用」を土地利用の重要な柱ととらえ、人と自然が調和し活力に満ちた未来を創造するため、合理的で計画的な土地利用を図ります。

(2) 土地利用の基本方針

山北町は、豊かで美しい「森林と清流」につつまれ、水源地域として環境の維持保全に努めるとともに、均衡ある町土の発展を目指し、定住と交流がより活性化するため、「住宅・宅地の誘導」、「産業立地対策の推進」など、4つの軸を設定し、土地利用施策を展開します。

【施策展開の4つの軸】

■定住基盤を支える2つの軸	① 住宅・宅地の誘導
	② 生活利便の強化
■産業基盤を支える2つの軸	③ 産業立地対策の推進
	④ 観光施策の充実

主に用途地域を中心に生活環境の充実や交通利便性の強化と合わせ、優良な住宅・宅地の確保に努めつつ、山間部の地域コミュニティの維持のため、新規定住者の確保を図り総合的な地域振興を図ります。

計画的な土地利用を推進するため、町内を5つのエリアに区分し、エリア毎の地域特性を活かし、町内に点在する魅力ある「拠点」の整備を進め、各エリアの魅力を高めます。また、各エリアにおける土地利用基本構想により、その特性を活かした土地利用を積極的に推進するとともに、国土利用計画法に基づく山北町国土利用計画や町条例に基づく土地利用調整システムにより、活用と保全のバランスある土地利用の規制や誘導を図ります。

① 用途地域の土地利用方針

用途地域では、都市基盤の整備に重点を置き、豊かで利便性の高い生活環境の向上を図り、市街地部の定住化対策とともに、住宅と工業による用地混在を防止するため、都市基盤の整備を図りつつ、計画的な工業施設の誘致等を進め、安全で健康的な生活環境の確保を図ります。

また、利便性の高い生活環境を実現するため、商業用地の高度利用や新たな商業施設の誘導を図り、集客力を高めます。

② 特定地域の土地利用方針

特定地域では地域特性を活かし、農林業の振興を図りつつ、各種地域開発制度の活用による、地域産業の振興や、工業等の計画的かつ積極的な誘致による就業地の確保を進め、自立したコミュニティの形成を目指します。

また、優れた自然環境の保全を図りつつ、計画的で良好な土地利用の転換を図ります。

(※特定地域とは、平成5年に神奈川県が策定した「特定地域土地利用計画策定指針」に基づく表現であり、都市計画区域内で用途地域が指定されていない地域（白地区域）と都市計画区域外の全域を指しています。)

【土地利用構想図】

図面が入ります。

第4章 重点プロジェクト

本計画の将来像である「みんなでつくる 魅力あふれる元気なまち やまきた」の実現に向けて、重要だと考えられる取り組みを、重点プロジェクトとして以下のとおり定めます。

重点プロジェクトに関連する事業は、今後優先的に実施していくこととします。

1 地域の活力を取り戻すプロジェクト

山北町の活力の原点は地域にあり、地域が元気になることでまち全体が元気になっていきます。地域には様々な人々が暮らし、様々な地域組織がありますが、最も基礎的な地域組織である自治会の未加入者が増加傾向にあるのが現状です。

町民が一人ひとりが地域づくりの主役であることを認識し、行政は町民の提案や要望などに耳を傾け、協働でより良い地域づくりを行うことが重要です。

そのため、「地域の活力を取り戻すプロジェクト」を重点的に推進します。

- 地域で行う防災・防犯対策、道路の環境整備等について支援します。
- 座談会「町長と語ろうまちづくり」の充実を図るなど、自治基本条例に基づく取り組みを推進します。
- 地域の自然や伝統文化を生かした交流事業を推進し、交流人口と地域の繋がりを深めます。

2 人口減少を抑制するプロジェクト

わが国全体の人口が減少傾向にある中で、山北町の人口も減少していくことは容易に想定されます。また、人口の減少が及ぼす負の影響が大きいことも、容易に想定されます。

山北町の人口を増加させることは現実的に難しい状況ですが、人口の減少スピードを遅らせ、急激な人口の減少を食い止めることが重要です。

そのため、「人口減少を抑制するプロジェクト」を重点的に推進します。

- 企業誘致を推進して雇用を確保するなど、若年層の町外流出を防ぎます。
- 町内に点在する観光資源を結び付け、交流人口の増加と来訪者の滞在時間の増加を図ります。
- まちのPRや子育て支援等の充実を図り、住んでみたくなるまちづくりを推進します。

第5章 施策の大綱

1 自立したまちづくり（自立・協働）

社会経済情勢の変化がめまぐるしい現代において、また、人口減少社会の到来によって、従来の右肩上がりの時代は終わりを迎えました。こうした中、限られた資源をいかに効率的に配分して行財政運営に反映するかが重要となっています。また地方分権の推進によって、町の自主性が強く求められてきています。住民参加型の協働のまちづくりを推進することで、山北町の個性を伸ばし、魅力あるまちづくり、自立したまちづくりを目指します。

※【】は4次後期基本計画の施策の大綱の番号

（1） 町民参加の協働のまちづくりの推進

【6（1）活力あるコミュニティづくり「おもてなし」のまちづくりの推進、6（4）暮らしを豊かにする情報化の推進、7（1）町民参加の活力あるまちづくりの推進を再編成】

平成25年4月に施行された山北町自治基本条例は、自分たちの町を守り育てていくために、「日々の暮らしの中で山北町に住む喜びと誇りを実感できるまち」を目指しています。町民一人ひとりが、地域社会の一員として、自治会活動を中心とした地域活動への参加・参画を進めることができる仕組みづくりを推進します。また、協働を推進するために、町民と行政の情報共有を推進します。

（2） 交流人口増加によるまちの活性化の推進

【6（2）交流によるまちの活性化、6（3）広域的な交流の促進を再編成、7（4）広域行政の推進】

山北町の豊かな自然環境を生かし、水源地域と都市住民との交流事業や体験型の農林業を展開して交流人口の増加を目指します。

（3） 地方分権に対応した健全な行財政運営の推進

【7（2）地方分権に対応した行政の推進、7（3）健全な財政運営の推進】

地方分権が一層進む中、地方が主体となり、必要な行政サービスを町民に提供することが求められています。人口が減少傾向の中、税収の増加を見込むことは厳しい状況ですが、限られた財源のもと、優先順位をつけてメリハリのある健全な行財政運営を目指します。

2 学びと歴史文化を生かしたまちづくり（教育文化）

町民が、生涯を通じて学び、自らを高めることは、「日々の暮らしの中で山北町に住む喜びと誇りを実感できる」ことにもつながります。

このため、幼児・学校教育の充実をはじめ、山北町の自然環境、伝統文化等の地域資源を生かした、文化の香り高い学習のまちづくりを推進します。

（１）次代を担う子ども、青少年の教育・育成

【3（１）幼児学校教育の充実、（２）次代を担う青少年の健全育成】

幼児教育を充実させるとともに、安心して子育てできる環境づくりを推進します。

学校教育においては、教育環境の整備や教育内容の充実により、児童・生徒一人ひとりの個性や能力を活かすことのできるきめ細やかな教育を推進します。

（２）生涯学習・生涯スポーツの推進

【3（３）心豊かな生涯学習の推進、3（４）生涯スポーツの推進、3（５）文化の香り高いまちづくりの推進】

生涯を通じて学びながら豊かで充実した生活を送ることができるよう、地域資源を活用した取り組み、学びの場の提供などを図ります。

また、全ての町民が気軽にスポーツに参加できる環境づくりに取り組むとともに、地域の文化や歴史に触れ合い、心豊かに生活できる文化の香り高い生涯学習のまちづくりを推進します。

（３）人権尊重のまちづくりの推進

【3（６）共に生きる男女共同参画社会の推進、（７）人権尊重のまちづくりの推進】

全ての人がお互いの人権を尊重し、共に協力して支えあうことができるよう、人権教育や啓発活動を推進します。

また、性別にかかわらず、その人の個性、能力をいかんなく発揮することができ、あらゆる分野に参画できる環境づくりを推進します。

3 健康と福祉のまちづくり（保健福祉）

町民誰もが健康でいきいきと暮らせることを望んでいます。少子化対策は、これまで以上に子育て支援に力を入れていく必要があります、高齢化対策は、高齢者の健康づくりや、介護予防、高齢者世帯への支援など総合的な支援体制の充実を図っていくことが必要になります。

町民の年齢・ライフステージ等に応じた健康づくり施策や質の高いサービスの提供体制を整備し、健康と福祉のまちづくりを推進していきます。

（１） 健康づくりの推進

【２（１）健康づくりの推進】

町民一人ひとりの健康増進を図り、生涯にわたっていきいきと健康で暮らせるよう、ライフステージに応じた、体系的な健康づくり体制を構築します。また、町民や地域の自発的な健康増進活動に必要な支援を推進します。

（２） 福祉のまちづくりの推進

【２（４）町民参加の福祉のまちづくりの推進より高齢者と障害者以外の部分】

誰もが住み慣れた地域で安心して支え合って暮らせるよう、自助、共助、公助の考え方を基本として福祉のまちづくりを推進します。

（３） 子育て支援の充実

【２（３）ゆとりある子育て支援づくりの推進】

次代を担う子どもたちが、健やかに育つことができる環境づくりに努めます。また、子育て世代が、安心して子どもを産み育てることができるよう、様々な子育て支援の充実を図ります。

（４） 高齢者支援の充実

【２（４）町民参加の福祉のまちづくりの推進より高齢者部分に特化】

高齢者が、その技術や知識、経験を活かし、地域で元気でいきいきと暮らすことができるよう、介護予防や生きがいづくりに向けた必要な施策を推進するとともに、福祉サービスや介護サービスの充実を図ります。

（５） 障がい者支援の充実

【２（４）町民参加の福祉のまちづくりの推進より障がい者部分に特化】

障がいのある人が、自立して住み慣れた地域で暮らせるしくみづくり構築するとともに、障害福祉サービスの一層の充実を図ります。

（６） 地域医療体制の充実

【２（２）地域医療体制の充実】

町民が必要なときに、安心して質の高い医療を受けることができるよう、地域医療体制の整備を促進します。

4 安全安心で住みよいまちづくり（防災・生活環境）

町民が、望むことは快適性と安全性が確保された安全安心な暮らしです。このような中、最近のゲリラ豪雨に代表される異常気象や東日本大震災等により、町民の防災意識は高まっています。

このため、災害に強いまちづくりを一層推進すると同時に、自然環境に配慮した道路、水路、上下水道等の整備を推進します。また、地域生活交通の充実など、町民の生活利便性の向上を目指します。

（１）災害に強い安全安心のまちづくりの推進

【４（３）安全と安心のまちづくりの推進】

東日本大震災の発生、頻発するゲリラ豪雨等、町民の防災に対する関心はこれまでになく高まっています。町民の生命及び財産を守り、被害を最小限にとどめることができるよう、防災、消防、救急等の体制の充実を図るとともに、自助・共助・公助の考え方を促進させる必要があります。

（２）森林と清流を活かした環境にやさしいまちづくりの推進

【１（２）森林と清流を活かしたまちづくりの推進、４（１）住みよい住環境の整備、】

山北町には、広大な森林と豊かな水資源があります。環境問題への関心が高まる現在、これらの資源を活用したまちづくりを推進するとともに、町民、企業等が協力して自然環境を守り、環境に優しいまちづくりを推進します。

（３）暮らしやすいまちづくりの推進

【４（２）森林と清流に恵まれた快適な居住環境の整備】

町民の生活満足度が向上するよう、良好な住宅地の確保や道路、水路、上下水道、公園などの整備を進め、暮らしやすいまちづくりを推進します。

（４）土地の有効活用

【１（１）活用と保全の調和した土地の有効活用】

本計画の人口フレームは、人口減少を想定したものとなっています。土地利用を人口フレームにあわせて見直すとともに、地域特性に応じた合理的で計画的な土地利用を図ります。

（５）利便性の高い交通基盤の整備

【１（３）利便性の高い交通基盤の整備】

町民の関心が高く、また定住人口の確保、企業誘致に大きな効果が見込めるのが交通基盤の整備です。

このため、バスや鉄道を始めとした生活交通の確保並びに道路網の整備を推進します。

5 地域の魅力を高める活力あるまちづくり（産業振興）

山北町の地域経済を支える農林業、観光業、商業、鉱工業などの一層の連携を図り、地域の特性を生かした産業の振興を図ります。

また、企業誘致にも積極的に取り組み、町内に雇用場を確保するための取り組みを推進します。

（１）活力と魅力ある農林業の振興

【５（１）活力と魅力ある農林業振興】

高齢化の進展に伴う就業者の減少により、遊休農地や十分管理がされていない森林が増えています。このため、山北町の特色を活用した都市との水源林交流や観光農業等、新たな展開により付加価値を高めた農林業の振興を推進します。

（２）６次産業化の促進

第１次産業である農林業が、生産だけに留まらず、それを原材料とした加工、製造、販売まで踏み込むことにより、新しい産業（６次産業）を創出し、地域活性化につながるよう積極的に支援します。

（３）自然環境など地域の資源を生かした魅力ある観光の振興

【５（２）地域の資源を活かした魅力ある観光振興】

観光協会と連携して、山北町の持つ豊かな自然等の観光資源を新たに発掘するとともに既存の観光資源も見直し、さらに魅力向上を図り、内外に広く情報発信することにより、多くの人が訪れる観光の振興を一層推進します。

（４）地域の活力を創る商業の振興

【５（３）地域の活力を創る商業の振興】

空き店舗の有効活用や他産業との連携により、利用客で賑わう商店街の再生と活性化を図るなど、商業の一層の振興を促進します。

また、山北ブランドの認定など、商工会を始めとした関係団体との連携を強化します。

（５）優れた資源を生かした鉱工業の振興

【５（４）優れた資源を活かした鉱工業の振興】

地域資源を活用した地場産業の振興を促進するとともに、環境に配慮した企業の誘致等を積極的に行い、地域活力の強化を図ります。

また、自然環境の保全等に配慮した計画的な山砂利採取と適切な跡地利用を目指します。

（５）６次産業化の促進

第１次産業である農林業が、生産だけに留まらず、それを原材料とした加工、製造、販売まで踏み込むことにより、新しい産業（６次産業）を創出し、地域活性化につながるよう積極的に支援します。